

令和7年分申告相談会

令和7年分申告相談会を次のとおり開催します。

▼申告相談会開催日

3、4ページの日程表のとおりです。

▼会場 役場3階 正庁

▼申告相談会に持参するもの

①マイナンバーカード（顔写真付き）

※マイナンバーカードをお持ちでない人は、個人番号通知カードと運転免許証などの身元が確認できるもの

②還付がある人は、預金通帳等

▼その他の必要な書類（所得別）

【給与所得者（給料、賃金、報酬含む）および公的年金受給者】

源泉徴収票または賃金受給明細書

【農業所得者】

農業収入と経費を書いた収支内訳書、領収書、経費明細書、固定資産税課税明細書等

※収支内訳書は、必ず計算を完

了し持参してください。また、内訳ごとに領収書等をまとめください。

【事業所得者（農業所得者除く）】

事業収入と経費、販売と仕入れ、棚卸額を書いた収支内訳書、経費明細書、領収書、給与、賃金支払明細書

【不動産所得者（農地等の土地や家屋を賃貸している人）】

①賃貸借契約書（受領した賃料および物納の場合は数量の分かるもの）

②経費が分かるもの（固定資産税課税明細書、土地改良区賦課金および水利費等の領収書）

▼控除関係で必要な書類等

①配偶者・扶養親族控除

その人の個人番号が分かるもの

②社会保険料控除

各種年金保険料、健康保険料領収書等

③生命保険・地震保険料控除

保険会社発行の生命保険（個人年金保険料、介護医療保険料を含む）、地震保険の控除証明書

④医療費控除

医療費控除の明細書（人・病院・薬局ごとに集計してください）、病院等の領収書または医療保険者等の医療費通知書、補てんされた金額が分かるもの。

※医療費控除の明細書は、必ず

集計を完了し持参してください。

⑤障害者控除

・障害者手帳、介護保険の障害者控除対象者認定書等
・介護保険の要介護認定を受けている人は、保健福祉課高齢者福祉係から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合があり、申告の際に提示してください。一度交付されている人でも毎年申請が必要

です。証明書発行まで時間がかかりますので、早めにお手続きください。

⑥ひとり親、寡婦控除

令和7年12月31日現在において、ひとり親または寡婦に該当する場合は、控除を受けることができ、申告相談の際に申し出てください。

⑦寄附金控除

寄附した団体から発行される証明書、受領書

▼次の場合には申告が必要です

①「田んぼを貸している人」や「シルバー人材センターで働いた人」は申告が必要です。

②公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。

③所得が全くなかった人でも、次に該当する人は住民税の申告が必要です。

・国民健康保険・介護保険・国民年金に加入している人
・各種給付・手当等を受給している人
・町営住宅、こども園等の町の施設を利用している人
・雇用保険・障害年金・遺族年金等の非課税収入だけの人や収入がなかった人で、親や子ども

の税制（申告）上の「扶養控除」の対象になっていない人

▼受付できない申告

次の申告は、税務署で申告してください。

- ・青色申告
- ・土地、建物、立木の譲渡申告
- ・仮想通貨の申告
- ・ストックオプションの申告
- ・先物取引の申告
- ・外国税額控除の申告

- ・ 雑損控除の申告
- ・ 国外居住者の扶養控除の申告
- ・ 初年度の住宅借入金等特別控除の申告
- ・ 住宅借入金等特別控除に係るローンの借り換えの申告

会津若松税務署の 確定申告書作成会場

▼開催日

2月16日(月)～3月16日(月)

≪土日、祝日を除く≫

※期間中は、税務署に確定申告書作成会場は設置していません。

▼会場

会津アピオスペース1階 大会議室

▼時間

午前9時15分～午後4時

※スマホ(又はパソコン)とマイナンバーカードを利用して、自宅からe・Taxで24時間申告することができます。
※申告作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

当日の相談受付は、相談枠に

限りがありますので、オンライン事前予約をお願いします。

なお、LINEによるオンライン事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友だち追加が必要です。※所得税の確定申告書の作成に当たっては、マイナポータル連携をご利用ください。医療費やふるさと納税などの情報を申告書に自動入力することができ、申告書をスムーズに作成できます。

※申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e・Taxにより送信(提出)していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。

マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード(注)のほか、マイナンバーカードの電子証明書が無効化されていないかを来場前に必ず確認いただきますようお願いいたします。
※マイナンバーカードに設定したパスワードが分からない場合及び電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e・Tax等がご利用

できません。確定申告期は、電子証明書の更新窓口(市区町村)が混雑することも予想されますので、お早めに更新手続きをお願いいたします。

税務署での対応

確定申告書作成会場開設期間中は、税務署に申告相談会場は設置しておりません。

確定申告電話相談センター

確定申告書作成に関する一般的なご相談は、「確定申告電話相談センター」でお答えします。

▼電話番号(国税相談専用ダイヤル)

0570(00)5901

(音声案内に従って「0番」を選択してください。)

▼受付期間

1月16日(金)～3月16日(月)

▼受付時間

午前8時30分～午後5時
≪土日、祝日を除く≫

▼問い合わせ先

【申告相談会・住民税申告】

税務課 賦課係

☎(62) 2113

【確定申告】

会津若松税務署

☎(27) 4311

令和7年分申告相談会日程表(2月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
2月9日	月	8:45~11:00	廻谷地、川桁(1組~11組)
		13:00~16:00	戸ノ口、三本木、金子沢、堤崎
2月10日	火	8:45~11:00	川桁(12組~23組)、小水沢
		13:00~16:00	葉山、富永、金曲
2月12日	木	8:45~11:00	今泉、翁島駅前、蜂屋敷
		13:00~16:00	名古屋町、東南真行、入江
2月13日	金	8:45~11:00	沼ノ倉、蟹沢、長浜、曲渚
		13:00~16:00	半坂、牛沼、湊志田、明戸
2月16日	月	8:45~11:00	上新町、天鏡台温泉、名家
		13:00~16:00	行津桜川、千代田、白木城
2月17日	火	8:45~11:00	旭町、大在家、西館、市沢
		13:00~16:00	新町イ、夷田、白津
		17:30~19:00	地区フリー夜間申告(電話予約制) ※平日の日中に来庁が困難な方のみ
2月18日	水	8:45~11:00	神明町、五十軒、六角、東館
		13:00~16:00	スキ一場、打越、幸野、高森
2月19日	木	8:45~11:00	渋谷、仁蔵、下館、達沢
		13:00~16:00	新在家、新屋敷、酸川野
2月20日	金	8:45~11:00	九軒町、烏帽子、島田、道下
		13:00~16:00	見祢山、志津、小田
2月24日	火	8:45~11:00	三城潟、川崎、内野
		13:00~16:00	川上、都沢
2月25日	水	8:45~11:00	新堀向、不動、沼尻駅前
		13:00~16:00	樋ノ口
2月26日	木	8:45~11:00	磐根、中目、伯父ヶ倉
		13:00~16:00	新北町、松橋浜
2月27日	金	8:45~11:00	中町、西久保、田茂沢
		13:00~16:00	山潟、蒲谷地

令和7年分申告相談会日程表(3月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
3月2日	月	8:45～11:00	四ッ谷、土田、上戸駅前、荻窪
		13:00～16:00	桜ヶ丘、上戸、吾妻行政区外
3月3日	火	8:45～11:00	千貫、釜井、北高野、田子沼
		13:00～16:00	長瀬行政区外、木地小屋
3月4日	水	8:45～11:00	古城町、西真行、百目貫
		13:00～16:00	祢次、月輪行政区外、大原
3月5日	木	8:45～11:00	本町、砂川、八千代、沼尻温泉
		13:00～16:00	土町、千里行政区外、壺下
3月6日	金	8:45～11:00	長坂、扇田
		13:00～16:00	猪苗代行政区外、上ノ上、水沢
3月9日	月	8:45～11:00	見祢、相名目、小平湯
		13:00～16:00	新町口、翁島行政区外、関脇
3月10日	火	8:45～11:00	松橋、中ノ沢

- 1 会場は、役場正庁になります。3階まではエレベーターをご利用ください。
- 2 次の時間帯は、大変混み合いますので、混雑緩和にご協力ください。
午前 → 8:45～ 8:55、10:50～11:00
午後 → 13:00～13:10、15:50～16:00
- 3 受付時間前に来られても受付票はございませんので、受付開始時間以降にお越しください。
- 4 待ち時間を最小限にするため、指定日来場にご協力ください。どうしてもご都合がつかない場合は、指定日以外にお越しただいで構いません。
- 5 平日の日中に来庁が困難な方は、電話で予約の上、2月17日（火）の予約時間にお越しください。（税務課直通電話 62-2113）
- 6 次の申告は受付できませんので、税務署で申告してください。
①青色申告 ②土地、建物、立木の譲渡申告 ③仮想通貨の申告 ④ストックオプションの申告 ⑤先物取引の申告 ⑥外国税額控除の申告 ⑦雑損控除の申告 ⑧国外居住者の扶養控除の申告 ⑨初年度の住宅借入金等特別控除の申告 ⑩住宅借入金等特別控除に係るローンの借り換えの申告